

医 政 発 0123 第 9 号
保 発 0123 第 3 号
平成 30 年 1 月 23 日

公益社団法人 日本臨床工学技士会 会長 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省保険局長



「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべき
ガイドライン」について

医療用医薬品の流通改善については、一次売差マイナスの解消、未妥結・仮納入の改善、単品単価取引の推進といった課題の改善に向け、「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」での提言に沿った取組について関係団体に要請する等の取組を行ってきたところです。

このような中、平成 29 年 12 月 20 日の中央社会保険医療協議会において了承された「薬価制度の抜本改革について 骨子」では、毎年薬価調査、毎年薬価改定の対象品目の範囲について、「平成 33 年度（2021 年度）に向けて、安定的な医薬品流通が確保されるよう、国が主導し、単品単価契約、早期妥結、一次売差マイナスの是正等を積極的に推進し、流通改善に取り組むことにより、薬価調査が適切に実施される環境整備を図りつつ、国民負担の軽減から、できる限り広くすることが適当である。」とされました。

また、流通改善に向けた改革の方向性として、「流通改善の取組を加速するため、まずは、医薬品メーカー、卸売業者、医療機関、保険薬局が取り組むべきガイドラインを作成し、遵守を求めていく」とされました。

これまで流通改善については流通当事者間の取組として進めていましたが、今後は国が主導し、流通改善の取組を加速するため、別添のとおり「医療用医薬品の流通

改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」を作成し、遵守を求めていくこととしましたので、貴団体会員等に対し周知の上、遵守されるようお願いいたします。